

2010年9月22日

受益者および投資者の皆様へ

マニユライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社

**「マニユライフ・カナダ株式ファンド」
信託約款変更の実施のお知らせ**

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のファンドにつきましては、過日ご案内のとおり、2010年9月1日現在の受益者の皆様より、法令の規定に基づき下記の信託約款（約款）の変更に関して、2010年9月1日から2010年9月17日の間書面による議決権の行使を受付け、2010年9月21日に書面による決議を行いました。

その結果、本約款の変更に関する議案は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、かつ当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決されました。

したがいまして、当初の予定通り2010年10月15日の効力発生日をもって、約款の変更を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

今後とも、当ファンドを宜しくご愛顧のほどお願い申し上げます。

敬具

記

1. 約款変更の内容

当ファンドは、現在、計算期間を1年とし年1回の決算日とする規定になっていますが、計算期間を3ヶ月とする年4回の決算を行うよう変更するものです。

また、これらの変更に伴う信託事務の諸費用等及び信託報酬の支払い時期の変更についても、計算期間の変更に伴い一部記載の内容を改めます。

なお、本約款の変更の決議が賛成をもって可決された場合は、約款変更後の最初の決算日は2010年10月15日（変更適用日）となります。

2. 買取請求の取扱いについて

本約款変更の議決権行使書面において、議案に反対の意思表示をなされた受益者は、自己に帰属する受益権について信託財産をもって買取るべく、2010年9月22日から2010年10月12日までの間、ご購入の取扱い販売会社を通じて受託会社に書面により請求することができます。

なお、この買取請求は任意であり、受益者が買取請求により換金を強制されるものではありません。換金せず当ファンドを引き続き保有すること、また通常の一部解約の方法により換金することも可能です。

買取請求に関する手続きの詳細は、弊社より該当する受益者の方に別途直接ご案内申し上げます。

<本件に関するお問い合わせ>

電話番号：03-5204-7788（受付時間：平日 午前9時—午後5時）

以上